九　照射された前号に掲げる物質（照射された同号ニに掲げる物質であって照射直後にその表面から一メートルの距離において吸収線量率が一グレイ毎時を超えていたもの並びに次号及び第十一号に掲げるものを除く。）	
十一　令第三条第二号又は第三号に規定する特定核燃料物質（核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物で廃棄しようとするものを封入（圧縮して封入する場合に限る。）し、又は固型化した容器に内包されるものに限り、前号に掲げるものを除く。）	
十二　［略］	［略］

4　第一項の表第七号から第十一号までの特定核燃料物質に係る事項は、次の各号に掲げる事項とする。

5　第一項の表第十二号の特定核燃料物質に係る事項は、第二項第一号から第八号までに掲げる事項とする。

（別記）

様式（第2条関係）

注1　（略）

2　区分については、第1条第1項の表第1号及び第2号に該当する場合にあっては区分Ⅰと、同表第3号から第6号までに該当する場合にあっては区分Ⅱと、同表第7号から第11号までに該当する場合にあっては区分Ⅲと、同表第12号に該当する場合にあっては区分Ⅳと記載すること。

3　（略）

九　照射された前号に掲げる物質（照射された同号ニに掲げる物質であって照射直後にその表面から一メートルの距離において吸収線量率が一グレイ毎時を超えていたもの及び第十号に掲げるものを除く。）［号を加える。］	
十一　［略］	［略］

4　第一項の表第七号から第十号までの特定核燃料物質に係る事項は、次の各号に掲げる事項とする。

5　第一項の表第十一号の特定核燃料物質に係る事項は、第二項第一号から第八号までに掲げる事項とする。

（別記）

様式（第2条関係）

注1　（略）

2　区分については、第1条第1項の表第1号及び第2号に該当する場合にあっては区分Ⅰと、同表第3号から第6号までに該当する場合にあっては区分Ⅱと、同表第7号から第10号までに該当する場合にあっては区分Ⅲと、同表第11号に該当する場合にあっては区分Ⅳと記載すること。

3　（略）

備考　表中の［　］の記載は注記である。